"眞田宗興の「監査役事件簿」" No.56

2022 年 8 月 16 日 監査懇話会 眞田宗興

※本稿は筆者個人の意見を記したものであり、一般社団法人 監査懇話会の公式な見解とは必ずしも一致 しません。

自分の株式を不正会計の穴埋めに使ったグレイステクノロジー経営者-監査役はどうしたのか

グレイステクノロジー社は、2001 年創業、マニュアルオーダーメイド事業とクラウドサービス (e-manual) を提供するマニュアルマネージメントサービス事業からなり、毎年事業規模を拡大し、創業者 A 氏 (社長・会長) は「日本のマニュアルを変える」という信念を持ってリーダーシップを発揮していたが、2016 年にマザーズに、2018 年に東証一部上場を果たすと、毎年の業績にこだわり、経営会議や取締役会で、役職員に暴言を吐き、売上の前倒し計上や架空売上をやらせた。架空売上の穴埋めに、自分の株式、時には部下の役職員の株式を売却して、入金し、辻褄合わせをやっていたが、業績の悪化とともに株価の下落があり、2021 年 4 月、A 氏の死亡とともに、外部機関から、過去の取引に不適切なものがあったとの指摘を受け、2021 年 11 月に特別調査委員会が発足し 2022 年 1 月 27 日調査結果が公表され、2022 年 2 月 28 日に上場廃止となった。

2022 年 5 月 17 日に役員責任調査委員会による調査報告書が公表され、監査役を含む役員の責任が明らかになった。

1. 架空売上の実態

売上の前倒し計上は2016年3月期から始まった。2016年3月31日に制定された「重要な会計方針」等で定められた売上計上のルールは徹底されずに、「たとえ製品の納入が完了しなくとも、顧客からの受領書さえ取得できれば売上計上できる」という解釈が広く誤用されるようになった。これが、架空売上に繋がった。

ここでは、完全架空売上の事例を採り上げ、それを隠蔽するために、自分らの株式を使ってどう穴埋めしたのかを明らかにして、その上で、取締役及び監査役の責任について述べたいと思う。

完全架空型の売上とは、A氏において、当社(グレイステクノロジー)として売上高が必要だと考えた時、顧客との間で当該案件の受注に向けた話が全く存在しないにもかかわらず、売上高を嵩増しする目的で、A氏の意思に基づき売上計上したものをいう。2019年3

月期から 2021 年 3 月期にかけて、完全架空売上は合計約 8.3 億円にのぼった(特別調査員会報告書 69 ページ)。完全架空売上を除く売上高は毎年 10 億円強であった。

例えば、この内、2018年9月6日にc社から受注し、同月28日に当社が納品し、2019年2月19日に、A氏資金を原資として入金のあった1億2980万円についてはA氏(当時代表取締役社長)が発案し、事前に必要額がA氏からB氏(当時取締役兼管理部長、後に代表取締役社長)の口座に送金され、B氏により当社への送金が行われた。必要な書類はB氏及びC氏(取締役兼制作部長)が偽造し、申請の承認や会計監査人の対応はB氏が行った。以下は偽装の一例である。

B氏は、架空売上の偽装入金を、当社の近隣にある銀行の支店からではなく、顧客の本店のある都市や地方まで赴き、当該地域の銀行の支店から行っていた。

また、B氏は営業担当職員 L氏に対して、顧客から残高確認状が提出されるべく動くように指示した。L氏は顧客の担当者から残高確認状を回収して「相違なし」との回答を記入して、偽造社印を押印して郵送する等を行った。

会計監査人から、納品物の確認を求められた場合には、B 氏や C 氏は、 ϕ ミーのデータを準備し、これを示すことで発覚を免れていた。

L氏は、顧客名義のメールアドレスを偽造し、偽造したアドレスを用いて、顧客の担当者を装い、自らの当社のメールアドレス宛(L氏宛て)の当社との取引が進んでいるかのようなメールや顧客の都合で手続きが遅れるなどの虚偽のメールを送っていた。L氏はこれをB氏やC氏、会計監査人にも転送した。B氏、C氏も顧客名義のメールを作成する等、会計監査人による監査を免れていた。

2. 取締役の責任

A氏は、経営会議や取締役会で、「寝ても覚めても数字を考えよ。売ってナンボ。売れて全て OK。」「いいものを収められる。そんなもんいるか。」と予算達成を極端に絶対視する経営姿勢をもち、罵倒、恫喝、人格否定を伴うパワハラを行った。内部統制やコーポレート・ガバナンスは当社では事実上存在しなかった。

B氏、C氏はA氏に盲従し、危機感をもちながらも、架空売上に奔走した。

当社の役職員は約40名だったが、2017年6月から2021年8月までの約4年間で63名が退職した。

役員責任調査委員会による調査報告書では、A氏、B氏、C氏の善管注意義務違反が指摘され、D氏(取締役兼新規営業担当部長、次いで営業部長)及びE氏(取締役兼既存営業担当部長)は売上前倒事案について善管注意義務違反があったと指摘された。

3. 監査役の責任

2022 年 1 月 27 日の特別調査委員会調査報告書(109 ページ)には、次のように書かれ

ている。

監査役は、経営会議や取締役会に出席し、A氏のパワハラを目のあたりにしていたが、これに意見を述べることはなかった。期末に計上される大型の受注案件については、監査役は経営陣の説明を鵜呑みにするのみであった。監査役の独立性と専門性の欠如を指摘することができる。業務執行に際しては、上場審査や内部監査の対象案件として、問題がなさそうな案件を意図的に抽出するなど、常勤監査役としての職責にそぐわない行為があった。

ところが、2022 年 5 月 17 日の役員責任調査委員会調査報告書には、常勤監査役 I 氏、及び社外監査役の J 氏及び K 氏とも責任はないと結論した。

まず、不正行為の事実を知っていた役職員いずれも、具体的事実を監査役に告げていなかった。会計監査人より、無限定適正意見を表明されていた。

2016年2月26日、顧客より受注した作業内容について、完全に作業が完了し、顧客から修正指示・指摘等が完全に入らない状態になった上で、顧客からの納品書の受領をもって、納品・売上計上とする旨の基準書を作成し、社内に周知させた。

監査役は、内部監査室及び会計監査人との三様監査連絡会を開催し、また、I氏は、月に 1、2回程度内部監査室及び監査法人との面談を行った。

I氏は、稟議書・契約書等の重要書類の確認、四半期毎に現金・預金・受取手形等の残高等の確認、月に1回程度の取締役・使用人より事業報告、内部統制システムの運用等の聴取を行った。I氏は会計監査人による各売掛金の回収遅延に対する役職員への聴取に際しては同席し、かつ四半期毎に会計監査人から報告を受けている。

また、複数の取締役会で、売掛債権回収による収入の予測値と売掛金残高との数値の齟齬、 売掛金の回収遅延に絡んで大口案件の受注経緯、案件管理体制、売上計上の期末集中から平 準化等についてなどの質問を行い、回答を求めている。

なお、売掛金確認状の送付先に係る売掛金残高の比率は 2021 年 3 月期 (5 割以上) を除いて 8 割以上である。

以上の事実を考えると、監査役の善管注意義務に違反しているとまでは判断できないと 報告書は結論付けている。

私のコメント

これだけまじめに監査しているからこそ責任なしとの判断だったと思う。ところで 2022 年 6 月 2 日の日経新聞にグレイステクノロジーに対して、株主 176 名が約 5.4 億円の損害 賠償訴訟を東京地裁に提訴したとの記事が載った。元役員等が被告のようである。この裁判 の行方を見守りたい。

たしかに監査役の監査の内容はしっかりやっていることは認め、責任なしと判断された ことは良かったと思う。しかし、取締役会におけるパワハラの場面で、本当に何も言わなか ったのは疑問に残る。 もっと突っ込んで調査すればよかったと思われる点もある。まず、特別調査委員会で指摘 された職責にそぐわない行為についてである。

2015 年 6 月 10 日、I 氏は B 氏より、主幹事証券会社の担当者が、B 氏の案件は避けた方がよいのではないかとの趣旨のコメントをしているとの連絡を受けたため、それを信じて 2016 年 6 月 27 日、C 氏に対して、営業管理及び外注プロセスの確認に関する内部監査に際して、「B 氏が担当する案件以外で、営業の作成する書類に安心感のある案件」の抽出を依頼した。その上で、I 氏は、C 氏から条件を満たす案件として回答を受けた案件を、2016年度上期の営業部に対する内部監査の対象案件とした。

これについて、役員責任調査委員会調査報告書は次のように解説した。

しかしながら、主幹事会社の担当が実際にそのようなコメントをしているものと信じて 行われたものと認められるから、必ずしも本事案に関する具体的事実を認識していたこと を示すものということはできない。

もう一つは、I 氏が、2019 年 3 月期の期末監査において、売掛金確認状の拐取において、 監査法人が必要と判断した取引先の会社印の押印を求めない運用とするように監査法人に 要請することについて、監査上の問題はないと判断したことである。B 氏から、会計監査人 及び L 氏に対して、再度会社印を押印した売掛金確認状を求める対応については取引先か ら苦情があった(なお、実際にはそのようなやりとりはない。)との報告があり、会計監査 人も取引先との関係悪化を懸念してのことであった。

これについては、報告書は次のように解説している。

なお、付言すれば、I氏において、B氏の発言の根拠を確認する義務が存在したというのは、監査役の余分な対応を強いるものであって、あまりに酷であるから、そのような義務が存在したと解することはできない。

もし、この時点で、監査法人の要請通りに会社印を求めていたら、架空売上の事案が発覚していた余地がある。